

南越前町定住化促進奨学金返還サポート事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この告示は、向学心に富み進学の意欲と能力を有しながら、経済的理由により、公的機関から奨学金の貸与を受けて大学等に進学し、卒業後、南越前町内に定住する意思を持った者に対し、当該の者が借り入れた奨学金の返還の一部について、南越前町定住化促進奨学金返還サポート事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、若者の活躍の場を広げるとともに、南越前町内への定住促進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、「大学等」とは、大学(短期大学を含む。)、大学院、高等専門学校(第 1 学年から第 3 学年までを除く。)及び専修学校専門課程をいう。

(補助金の交付対象となる奨学金)

第 3 条 補助金の交付対象となる奨学金は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金のうち、第一種及び第二種の奨学金
- (2) 福井県大学奨学金(修学奨学金)
- (3) 町長が適当と認める奨学金

(補助候補者の要件)

第 4 条 補助金の交付を申請することができる候補者となる者(以下「補助候補者」という。)は、奨学金の返還を行う者で、かつ、南越前町に定住する意思のある者であって、別表に掲げる要件を満たすものとする。

(補助候補者の認定)

第 5 条 大学等に在学中であって、この補助金の交付を受けようとする者は、町長が別に定める期日までに、南越前町定住化促進奨学金返還サポート事業補助金補助候補者認定申請書(在学生用)(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて町長に申請し、補助金の補助候補者としての認定を受けなければならない。

- (1) 在学証明書

- (2) 奨学金の貸与状況を証する書類
 - (3) 奨学金の返還状況を証する書類
 - (4) 住民票の写し
 - (5) その他町長が必要と認める書類
- 2 大学等の既卒者で、この補助金の交付を受けようとする者は、町長が別に定める期日までに、南越前町定住化促進奨学金返還サポート事業補助金補助候補者認定申請書(既卒者用)(様式第1号-2)に次に掲げる書類を添えて町長に申請し、補助金の補助候補者としての認定を受けなければならない。この場合において、次条に規定する補助候補者の認定の取消しを受けた者は、再度、補助候補者の認定申請を行うことはできないものとする。
- (1) 卒業証明書
 - (2) 奨学金の貸与状況を証する書類
 - (3) 奨学金の返還状況を証する書類
 - (4) 住民票の写し
 - (5) その他町長が必要と認める書類
- 3 町長は、前2項の申請があったときは、その内容の調査及び審査を行い、適当であると認めるときは、当該申請をした者を補助候補者として認定するものとする。
- 4 町長は、前項の認定をしたときは、その旨を南越前町定住化促進奨学金返還サポート事業補助金補助候補者認定通知書(様式第2号)により、第1項及び第2項の申請をした者に対し通知するものとする。
- 5 町長は、第3項の調査及び審査により、補助候補者に認定することが適当でないと認めるときは、その旨を南越前町定住化促進奨学金返還サポート事業補助金補助候補者認定却下通知書(様式第3号)により、第1項及び第2項の申請をした者に対し通知するものとする。
(補助候補者の認定の取消し等)
- 第6条 町長は、補助候補者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、前条の規定による補助候補者の認定を取消し、南越前町定住化促進奨学金返還サポート事業補助金補助候補者認定取消通知書(様式第4号)により補助候補者に対し通知するものとする。
- (1) 奨学金の貸与を取り消されたとき。
 - (2) 奨学金の返還が全額免除されたとき。
 - (3) 奨学金の返還について全額返還したとき。
 - (4) 奨学金の返還を滞納したとき。
 - (5) 奨学金の返還を支援する他の制度を利用したとき。ただし、次条第1項第5号に規定する制度との併用は、この限りでない。

- (6) 補助候補者を辞退する申出があったとき。
- (7) 前条に規定する申請を行った年度内に大学等を卒業できないとき。
- (8) 第9条に規定する補助金の交付申請を行う時までに南越前町内に住所を有しないとき。
- (9) 第9条に規定する補助金の交付申請した後に南越前町外に転出したとき。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助候補者認定を不相当であると認めるとき。

(補助対象者の要件)

第7条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助候補者の認定を受けた者
- (2) 南越前町内に住所を有し、かつ、居住実態がある者
- (3) 奨学金を返還中であり、かつ、滞納がない者
- (4) 町税等を滞納していない者
- (5) 奨学金の返還を支援する他の制度を利用していない者。ただし、福井県U・Iターン奨学金返還支援制度との併用は、この限りでない(南越前町定住化促進奨学金返還サポート事業制度で交付を受ける補助金額と福井県U・Iターン奨学金返還支援制度で交付を受ける補助金額との合算が、返還総支払額を超えない範囲とする。)
- (6) 南越前町暴力団排除条例(平成23年南越前町条例第20号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でない者

(補助対象経費及び補助金の額)

第8条 この補助金の対象となる経費は、該当する年度(第5条第2項の規定により認定を受けた者は、当該認定を受けた月の翌月から起算する。以下この条において同じ。)において、奨学金の返還に要する経費とする。

2 補助金の額は、該当する年度において奨学金の返還に要した経費の3分の1の額(1,000円に満たない額は、これを切り捨てる。)とし、上限は5万円とする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助候補者は、第7条に規定する補助対象者の要件を満たした後、補助金の交付を受けようとするときは、毎年度3月に南越前町定住化促進奨学金返還サポート事業補助金交付申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 奨学金の返還状況を証する書類

- (3) 納税証明書
 - (4) その他町長が必要と認める書類
- 2 前項に掲げる書類は、同項の提出月に発行されたものとする。ただし、第前項第2号に掲げる書類は、申請日の1箇月前までのものとする。
- (補助金の交付決定)
- 第10条 町長は、前条の申請があったときは、これを審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付決定をするものとし、南越前町定住化促進奨学金返還サポート事業補助金交付決定通知書(様式第6号)により、申請した者に対し通知するものとする。
- (交付の条件)
- 第11条 町長は、補助金の交付決定を行う場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。
- (補助金の交付請求等)
- 第12条 補助対象者は、第10条の規定による通知があったときは、南越前町定住化促進奨学金返還サポート事業補助金交付請求書(様式第7号)により、補助金の交付を町長に対し請求するものとする。
- 2 町長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求のあった日の属する月の末日から30日以内に補助金を交付するものとする。
- (補助金の返還等)
- 第13条 町長は、補助対象者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。
- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (2) この告示その他関係法令に違反したとき。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付を不相当であると認めるとき。
- 2 町長は、前項の取消しを決定したときは、南越前町定住化促進奨学金返還サポート事業補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により、当該補助対象者に対し通知するものとする。
- (状況報告及び調査)
- 第14条 町長は、必要があると認めるときは、補助候補者又は補助対象者に対し、第7条各号に掲げる要件の該当に関する報告を求め、又は調査をすることができる。
- 2 補助候補者及び補助対象者は、前項の報告及び調査を拒んではならない。
- (補助期間)
- 第15条 第9条の規定により補助金の交付を受けることができる期間は、奨学

金の返還を開始した年度から起算して10年間を限度とする。

(委任)

第16条 この告示に定めるもののほか、奨学金の返還サポート事業に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(補助候補者の要件の特例)

2 令和4年度中の補助候補者の要件については、別表中「申請時の属する年度」とあるのは「令和3年度」と読み替えて適用する。

別表(第4条関係)

補助候補者の要件	
大学等	第5条第1項に規定する申請時に在学中の場合
	次に該当する者 第5条に規定する申請時の属する年度に大学等を卒業する者。ただし、大学等を卒業後1年以内の者も前段の卒業予定者と同等とみなす。この場合において、第5条第1項第1号に定める「在学証明書」は、「卒業証明書」と読み替えて適用する。
	第5条第2項に規定する申請時に既卒者の場合
	次に該当する者 (1) 卒業後、引き続き町内に在住する者 (2) 第5条に規定する申請時点で、卒業後10年以内に町外から転入した者